

右略○中 臣伏見貞觀元慶之代、親王公卿、皆以生筑紫絹爲夏汗衫、曝繩爲表袴、東繩爲襪、染繩爲履裏、而今諸司史生、皆以白縑爲汗衫、白絹爲表袴、白綾爲襪、菟褐爲履裏、其婦女則、下至侍婢、裳非齊紈、不
服衣非越綾、不裁染紅袖者、費其萬錢之價、禱練衣者、裂於一帖之間、自餘奢靡、不能具陳、略○中

延喜十四年四月廿八日

從四位上行式部大輔臣三善清行上封事

〔大鏡五太政大臣伊尹〕太政大臣伊尹のおと略○中 御門職○圓の御おぢ、東宮山花おほちにて、攝政せさせ給へば、世中はわが御心になはぬ事なく、くわさことのほかにこのませ給ひて、大饗せさせ給ふに、寢殿うら板のかへの、すこしくろかりければ、俄に御らんじつけて、とかくみちの國がみをつぶとをさせ給へりけるが、なかく、白くきよらに侍ける、おもひよるべき事かはな、御家は今世尊寺ぞかし、御ぞうの氏寺にてをかれたるを、かやうのついでには、たちいりて見給へれば、またその紙のをされて侍るこそ、むかしにあへる心ちして、あはれに見給へれ、かくやうの御さかへを御らんじをきて、御年五十にだにたらで、うせ給へるあたらしさは、ち、大臣師○藤原にもをとらせ給はずとこそ、よ人おしみたてまつりしか、

〔小右記〕寛仁二年六月廿日辛亥、土御門殿道長○藤原寢殿以一間、始自南庇至北庇之間也、簀子高欄相加、配諸受領不、論新舊、撰勳者、令營云々、未聞之事也、造作過差萬倍往跡、又伊豫守頼光家中雜具皆悉獻之、厨子、屏風、唐櫛笥具、韓櫃、銀器、鋪設管絃具、劔、其外物不可記盡、厨子納種々物、辛櫃等納夏冬御裝束、件唐櫛笥等具皆有二具、又有枕筥等、屏風二十帖、几帳二十基云々、希有之希有事也、

〔太平記十二〕千種殿并文觀僧正奢侈事附解脱上人事

千種頭中將忠顯朝臣ハ、略○中大國三箇國闕所數十箇所被拜領タリシカバ、朝恩身ニ餘リ、其侈リ目ヲ驚セリ、其重恩ヲ與ヘタル家人共ニ、毎日ノ巡酒ヲ振舞セケルニ、堂上ニ袖ヲ連ヌル諸大夫侍三百人ニ餘レリ、其酒肉珍饈ノ費ヘ、一度ニ萬錢モ尙不可足、又數十間ノ廐ヲ作雙ベテ、肉ニ餘